

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があつた。

平成二十八年九月十二日

広島県知事 湯崎英彦

業協同組合 広島北部農		名機登録検査 関称の査		変更のあつた農産物検査員	
抹消		内変容更			
向井 敏典	官田 浩六	氏名			
地 町勝田二一一三番 安芸高田市八千代	山県郡北広島町寺 原二七三三二番地	住所			
大豆 だか 米 もみ 大麦 だか 小麦 は 玄	大豆 だか 米 もみ 大麦 だか 小麦 は 玄	米 もみ、 小麦 は 玄	農産物検査を行ふ 種類		
五 日	年 四 月 二	平成二八	年 月 日 更		